

平成29年2月17日
環境消防水道委員会
資料 - 4
環境局環境事業課

ごみに関する総合窓口の設置について

市民の利便性向上のため、ごみ（し尿）に関する受付や相談等の総合窓口を環境局直轄で各区役所に設置する。

1 目的

- ごみやし尿に係ることは市民にとって非常に身近なサービスである。
- 区役所に総合窓口を設置することによって、市民に身近な場所で、環境局の職員が、市民の相談等に対応することができる。
- また、現場対応についても、市道や農道、水路の管理者、また家庭ごみの収集事業所や委託業者と密接に連携を図りながら迅速に対応できる。
- これらにより、市民サービスのアップにつながることを目的とする。

2 設置時期

平成29年度から

3 主な窓口業務

- (1) ごみ（資源化物）収集に関わる各種相談に関すること
(ステーションの新設、廃止、移転他)
 - (2) ごみの減量化・資源化対策に係る各種補助金に関すること
(ごみステーション等設置費補助、生ごみ肥料化容器購入費補助他)
 - (3) ごみステーションの不法投棄に関すること
(指導、撤去、パトロール等)
 - (4) 家庭ごみ収集委託業者の指導監督
 - (5) ふれあい収集に関すること
(申請受付、収集手続き他)
 - (6) 町内清掃に関すること
(受付、収集)
 - (7) 清掃資材等の配布、貸与に関すること
 - (8) し尿収集の受付に関すること
 - (9) 収集事業所、収集委託業者他との連絡調整
 - (10) その他
- ※東区役所については、上記のうち一部業務は西大寺事業所と連携して対応する。